



## 令和6年度柴田町 水道水質検査計画書

私たちは阿武隈川の流れと蔵王を愛する柴田町民であることに誇りと自覚をもち、自然と歴史を愛する町を築きます。



柴田町では、町民の皆さんにおいしい水を届けるために、これまで実施してきた水道水質検査結果をもとに、令和6年度の水質検査計画を策定しました。

#### 【計画の特徴】

1. 配水場の水系ごとの検査結果を踏まえて、検査回数を決めました。
2. 検査回数は、法令で設定される回数と同等かそれ以上の回数に設定しました。
3. 配水池出口の他に給水末端でも検査します。
4. 緊急時に対応できるシステムを考えます。

#### 【計画の内容】

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 浄水の水質状況
4. 採水場所
5. 水質検査項目並びに検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時水質検査
8. 水質検査の自己/委託の区分
9. 水質検査計画の公表の方法
10. 水質検査結果の精度と信頼性保証
11. 関係機関との連携

#### 【水道水質検査計画とは】

水道法では、水質検査を義務づける項目は基本的なものに限り、その他については各水道事業者が状況に応じて省略できることになりました。また、水質検査の透明性を確保するため、水道事業者などが、省略する項目についてはその理由を明示した水質検査計画を作成し、事前に町民に公表することとなりました。

## 1. 基本方針

- (1) 柴田町は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するために、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質を検査します。また、臨時に行う水質検査については、実施する要件、実施方法の原則について明らかにします。
- (2) 柴田町は、水道法施行規則第15条第4号を参照して、水質検査計画を作成します。
- (3) 水質検査計画には、水道法施行規則第15条第4号に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について検査すべき項目、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。
- (4) 臨時の水質検査については、基本的な検査項目等を定めます。
- (5) 水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託の理由等について記載します。
- (6) 水質検査計画による測定結果については、評価の上、需用者に対して公表します。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

令和5年度の柴田町の給水状況は以下の通りです。

水道事業体名	宮城県柴田町
給水区域	柴田町全域
給水人口（令和6年3月）	36,437人
給水戸数（令和6年3月）	16,255戸

### (2) 配水系統

柴田町の水道は、七ヶ宿ダムから南部山浄水場を通して山田沢高区配水場・船迫配水場で処理され各家庭に給水されています。

### (3) 浄水施設の概要

配水場名	山田沢高区配水場	船迫配水場
施設の所在地	柴田町大字船岡字山田	柴田町大字本船迫字沢田74-5
一日配水能力	10,000m <sup>3</sup>	15,200m <sup>3</sup>
原水の名称	七ヶ宿ダム	七ヶ宿ダム
浄水処理状況	広域水道より受水	広域水道より受水
滅菌設備	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

### 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

- (1) 柴田町では、安全で良質な水道水を供給するため、南部山浄水場から柴田町の白石川南側へは山田沢高区配水場を経て各家庭に配水されている山田沢配水系と、白石川北側へは船迫配水池を経て各家庭に配水されている船迫配水系があります。
- (2) 水源はダムですが、現在までの水質はおおむね良好で、浄水についての水質基準を大幅に下回っており（別紙・表）、安全で良質な水と言えます。

### 4. 採水場所

- (1) 給水栓水

3ヶ所について浄水を毎月検査します（表）。

採水場所等				
水道名	背番号	採水場所	検水名	滅菌
広域水道	柴田町-5	山田沢系給水末端	浄水	有
	柴田町-6	船迫系給水末端	浄水	有
	柴田町-8	雨乞系給水末端	浄水	有

## 5. 水質検査項目及び検査頻度

過年度データの最大値、最小値  
(令和2年度～令和5年度)

柴田町

過年度データの最大値、最小値(令和2年度～令和5年度)

検体識別No			柴田町-5											
採水場所			山田沢系給水末端											
検体名			浄水											
年度			2	3	4	5	2	3	4	5	2	3	4	5
No	検査項目	基準値	最大値				最小値				データ数			
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
10	アン化物イオン及び塩化アン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.013	0.012	0.014	0.011	0.005	0.008	0.009	0.008	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	0.003	0.005	0.005	0	0	0	0	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0	0.001	0.001	0.002	0	0	0	0	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.017	0.018	0.018	0.015	0.007	0.011	0.012	0.010	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	0.006	0.006	0.006	0.004	0.004	0.003	0.003	4	4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.004	0.006	0.004	0.004	0.002	0.003	0.003	0.002	4	4	4	4
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02	0.02	0	0.02	0.02	0.02	0	0.02	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.0	6.3	6.3	6.9	7.0	6.3	6.3	6.9	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.2	8.5	7.5	8.1	5.6	6.1	5.8	6.2	12	12	12	12
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	16	21	20	20	16	21	20	20	1	1	1	1
40	蒸発残留物	500mg/L以下	54	56	54	59	54	56	54	59	1	1	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
46	有機物(TOC量)	3mg/L以下	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4	7.3	7.4	7.3	7.1	7.0	7.1	7.0	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12
50	色度	5度以下	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12
51	濁度	2度以下	0.1	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12
53	分析時残留塩素	0.1mg/L以上	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	12	12	12	12

※値「0」は、基準値のあるものについては定量下限値未満を表す。

過年度データの最大値、最小値(令和2年度～令和5年度)

検体識別No			柴田町-6											
採水場所			船迫系給水末端											
検体名			浄水											
年度			2	3	4	5	2	3	4	5	2	3	4	5
No	検査項目	基準値	最大値				最小値				データ数			
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2	0	0.2	0.2	0.2	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.012	0.011	0.013	0.011	0	0.007	0.009	0.006	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	0.005	0.005	0.006	0	0	0	0	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0	0.001	0	0.002	0	0	0	0	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.016	0.016	0.016	0.014	0	0.010	0.012	0.010	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	0.006	0.006	0.006	0	0.003	0.003	0.004	4	4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004	0	0.003	0.003	0.002	4	4	4	4
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.1	6.4	6.3	7.0	7.1	6.4	6.3	7.0	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.1	8.5	7.5	8.2	5.7	5.9	5.8	6.1	12	12	12	12
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	17	21	20	20	17	21	20	20	1	1	1	1
40	蒸発残留物	500mg/L以下	52	57	53	58	52	57	53	58	1	1	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
46	有機物(TOC量)	5mg/L以下	0.6	0.6	0.5	0.6	0	0.4	0.4	0.4	12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.3	7.3	7.3	7.3	7.1	7.1	7.1	7.0	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12
50	色度	5度以下	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12
51	濁度	2度以下	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12
53	分析時残留塩素	0.1mg/L以上	0.3	0.3	0.3	0.3	0	0.2	0.2	0.2	12	12	12	12

※値「0」は、基準値のあるものについては定量下限値未満を表す。



過年度データの最大値、最小値(令和2年度～令和5年度)

検体識別No			柴田町-8											
採水場所			雨乞系給水末端											
検体名			浄水											
年度			2	3	4	5	2	3	4	5	2	3	4	5
No	検査項目	基準値	最大値				最小値				データ数			
1	一般細菌	100個/mL以下	1	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0.001	0	0	0	0.001	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
10	アン化物イオン及び塩化アン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.30	0.19	0.1	0.06	0.1	0	0	0	4	6	6	6
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.02	0.017	0.021	0.014	0.009	0.012	0.011	0.01	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	0.003	0.004	0.002	0	0	0	0	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.002	0	0	0	0	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.026	0.022	0.026	0.018	0.012	0.015	0.016	0.013	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.009	0.007	0.008	0.007	0.006	0.005	0.003	0.005	4	4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.005	0.006	0.005	0.005	0.003	0.004	0.004	0.003	4	4	4	4
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0	0.03	0.03	0.03	0	0.03	0.03	0.03	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.2	6.6	6.3	7.0	7.2	6.6	6.3	7.0	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.2	8.7	7.7	8.2	6.1	6.5	5.9	6.4	12	12	12	12
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	17	22	20	20	17	22	20	20	1	1	1	1
40	蒸発残留物	500mg/L以下	53	56	54	56	53	56	54	56	1	1	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
46	有機物(TOC量)	5mg/L以下	0.6	0.6	0.5	0.6	0.4	0.3	0.3	0.4	12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.3	7.3	7.3	7.4	7.2	7.2	7.2	7.1	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12
50	色度	5度以下	1.4	0	0	0.7	0	0	0	0	12	12	12	12
51	濁度	2度以下	0.3	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12
53	分析時残留塩素	0.1mg/L以上	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	12	12	12	12

※値「0」は、基準値のあるものについては定量下限値未満を表す。

## 令和5年度項目別検査頻度表 その1

### 柴田町

水道名	背番号	採水場所	検水名
広域水道	柴田町-5	山田沢系給水末端	浄水
	柴田町-6	船迫系給水末端	浄水
	柴田町-8	雨乞系給水末端	浄水

令和5年度項目別検査頻度表 その1

検体識別No			柴田町-5										
採水場所			広域水道 山田沢系 給水末端										
検体名			浄水										
年度			3	4	5	過去3年 の最大	基準値に対する比 (%)			法令に基づく検査		検査頻度 (回/年)	
検査項目		基準値	最大値				10以下	20以下	20超	通常頻度	緩和可能な頻度		
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	●			月に1回以上	月に1回以上	12	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	●			月に1回以上	月に1回以上	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0	0	0	0	●			3ヶ月に1回以上	3年に1回以上	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●				3ヶ月に1回以上	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3ヶ月に1回以上	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2	●				3年に1回以上	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0	0	0	0	●				3ヶ月に1回以上	4	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●					4	
23	クロホルム	0.06mg/L以下	0.012	0.014	0.011	0.014		●		4			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	0.005	0.005	0.005		●		4			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001	0.001	0.002	0.002	●			4			
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●			4			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.018	0.018	0.015	0.018		●		4			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.006	0.006	0.006	0.006		●		4			
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	0.004	0.004	0.006		●		4			
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	0	0	0	0	●			4			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0	0	0	0	●			4			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	●			3年に1回以上	1		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0	0	0	0	●			3年に1回以上	1		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0	0	0	0	●			3年に1回以上	1		
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02	0	0.02	0.02	●			3年に1回以上	1		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.3	6.3	6.9	6.9	●			3年に1回以上	1		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0	0	0	0	●			3年に1回以上	1		
38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.5	7.5	8.1	8.5	●			月に1回以上	月に1回以上	12	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	21	20	20	21	●			3ヶ月に1回以上	3年に1回以上	1	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	56	54	59	59		●			1年に1回以上	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
46	有機物(TOC量)	3mg/L以下	0.6	0.6	0.6	0.6		●			月に1回以上	月に1回以上	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.3	7.4	7.3	7.4					月に1回以上	月に1回以上	12
48	味	異常でないこと	0	0	-	0					月に1回以上	月に1回以上	12
49	臭気	異常でないこと	0	0	-	0				月に1回以上	月に1回以上	12	
50	色度	5度以下	0	0	0	0	●			月に1回以上	月に1回以上	12	
51	濁度	2度以下	0	0	0	0.1	●			月に1回以上	月に1回以上	12	
	大腸菌(MPN/100ml)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	嫌気性芽胞菌(個/100ml)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	クリプトスポリジウム	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	分析時残留塩素	0.1mg/L以上	0.3	0.3	0.3	0.3	-	-	-	-	-	-	

※値「0」は、定量下限値未満を表す。

※色がかかっている部分は法に基づき、水質検査を省略できない項目である。

令和5年度項目別検査頻度表 その1

検体識別No			柴田町-6										
採水場所			広域水道 船迫系 給水末端										
検体名			浄水										
年度			3	4	5	過去3年 の最大	基準値に対する比 (%)			法令に基づく検査		検査頻度 (回/年)	
検査項目		基準値	最大値				10以下	20以下	20超	通常頻度	緩和可能な頻度		
1	一般細菌	100個/mL以下	1	0	0	1	●			月に1回以上	月に1回以上	12	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	●			月に1回以上	月に1回以上	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0	0	0	0	●			3ヶ月に1回以上	3年に1回以上	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●				3ヶ月に1回以上	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3ヶ月に1回以上	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2	●				3年に1回以上	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0	0	0	0	●				3ヶ月に1回以上	4	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●					4	
23	クロホルム	0.06mg/L以下	0.012	0.011	0.011	0.012		●		4			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	0.005	0.006	0.006		●		4			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0	0.001	0.002	0.002	●			4			
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●			4			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.016	0.016	0.014	0.016		●		4			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	0.006	0.006	0.007			●	4			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.004	0.004	0.004	0.004		●		4			
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0	0	0	0	●			4			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0	0	0	0	●			4			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	●			3年に1回以上	1		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0	0	0	0	●			3年に1回以上	1		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0	0	0	0	●			3年に1回以上	1		
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	●			3年に1回以上	1		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.1	6.4	7	7.1	●			3年に1回以上	1		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0	0	0	0	●			3年に1回以上	1		
38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.1	8.5	8.2	8.5	●			月に1回以上	月に1回以上	12	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	17	21	20	21	●			3ヶ月に1回以上	3年に1回以上	1	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	52	57	58	58		●			1年に1回以上	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0	0	0	0	●				3年に1回以上	1	
46	有機物(TOC量)	3mg/L以下	0.6	0.6	0.6	0.6		●			月に1回以上	月に1回以上	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.3	7.3	7.3	7.3					月に1回以上	月に1回以上	12
48	味	異常でないこと	0	0	-	0					月に1回以上	月に1回以上	12
49	臭気	異常でないこと	0	0	-	0				月に1回以上	月に1回以上	12	
50	色度	5度以下	0	0	0	0	●			月に1回以上	月に1回以上	12	
51	濁度	2度以下	0	0	0	0	●			月に1回以上	月に1回以上	12	
	大腸菌(MPN/100ml)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	嫌気性芽胞菌(個/100ml)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	クリプトスポリジウム	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	分析時残留塩素	0.1mg/L以上	0.3	0.3	0.3	0.3	-	-	-	-	-	-	

※値「0」は、定量下限値未満を表す。

※色がかかっている部分は法に基づき、水質検査を省略できない項目である。

令和5年度項目別検査頻度表 その1

検体識別No		柴田町-8										
採水場所		広域水道 雨乞系 給水末端										
検体名		浄水										
年度		3	4	5	過去3年 の最大	基準値に対する比 (%)			法令に基づく検査		検査頻度 (回/年)	
検査項目	基準値	最大値			10以下	20以下	20超	通常頻度	緩和可能な頻度			
1	一般細菌	100個/mL以下	1	0	0	1	●			月に1回以上	月に1回以上	12
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	●			月に1回以上	月に1回以上	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0	0	0	0	●			3ヶ月に1回以上	3年に1回以上	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0.001	0.001	●		3年に1回以上		1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●		3ヶ月に1回以上		4	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●		3ヶ月に1回以上		4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.20	0.20	0.20	0.20	●		3年に1回以上		1	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上		1	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.3	0.19	0.06	0.3	●	●	3ヶ月に1回以上		4	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●		3ヶ月に1回以上		4	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.02	0.017	0.014	0.02	●	●	3ヶ月に1回以上	4		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	0.003	0.002	0.004	●	●	3ヶ月に1回以上	4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001	0.001	0.002	0.002	●		3ヶ月に1回以上	4		
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0	0	0	0	●		3ヶ月に1回以上	4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.026	0.022	0.018	0.026	●	●	3ヶ月に1回以上	4		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.009	0.007	0.007	0.009	●	●	3ヶ月に1回以上	4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.005	0.006	0.005	0.006	●	●	3ヶ月に1回以上	4		
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0	0	0	0	●		3ヶ月に1回以上	4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0	0	0	0	●		3ヶ月に1回以上	4		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上	1		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上	1		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0	0.03	0.03	0	●		3年に1回以上	1		
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02	●		3年に1回以上	1		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.2	6.6	7	7.2	●		3年に1回以上	1		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上	1		
38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.2	8.7	8.2	8.7	●		月に1回以上	月に1回以上	12	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	17	22	20	22	●		3年に1回以上	3年に1回以上	1	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	53	56	56	56	●	●	1年に1回以上	1		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上	3年に1回以上	1	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	●		3ヶ月に1回以上	3年に1回以上	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上	3年に1回以上	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上	3年に1回以上	1	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0	0	0	0	●		3年に1回以上	3年に1回以上	1	
46	有機物(TOC量)	3mg/L以下	0.6	0.6	0.6	0.6	●	●	月に1回以上	月に1回以上	12	
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.3	7.3	7.4	7.4			月に1回以上	月に1回以上	12	
48	味	異常でないこと	0	0	-	0			月に1回以上	月に1回以上	12	
49	臭気	異常でないこと	0	0	-	0			月に1回以上	月に1回以上	12	
50	色度	5度以下	1.4	0	0.7	1.4		●	月に1回以上	月に1回以上	12	
51	濁度	2度以下	0.3	0	0	0.3		●	月に1回以上	月に1回以上	12	
	大腸菌(MPN/100ml)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	嫌気性芽胞菌(個/100ml)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	クリプトスポリジウム	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	分析時残留塩素	0.1mg/L以上	0.3	0.3	0.3	0.3	-	-	-	-	-	-

※値「0」は、定量下限値未滿を表す。

※色がかかっている部分は法に基づき、水質検査を省略できない項目である。

## 令和6年度項目別検査頻度表 その2(設定理由)

### 柴田町

水道名	背番号	採水場所	検水名
広域水道	柴田町-5	山田沢系給水末端	浄水
	柴田町-6	船迫系給水末端	浄水
	柴田町-8	雨乞系給水末端	浄水

令和6年度項目別検査頻度表 その2(設定理由)

柴田町

検体識別No		柴田町-5			
採水場所		山田沢系給水末端			
検体名		浄水			
	検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
3	カドミウム及びその化合物	○	4回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
4	水銀及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
5	セレン及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
6	鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
7	ヒ素及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
8	六価クロム化合物	○	4回/年	4回/年	〃
9	亜硝酸態窒素	○	4回/年	1回/年	〃
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	4回/年	4回/年	消毒副生成物のため
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	4回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
12	フッ素及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
13	ホウ素及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
14	四塩化炭素	○	4回/年	1回/年	〃
15	1,4-ジオキサン	○	4回/年	1回/年	〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	4回/年	1回/年	〃
17	ジクロロメタン	○	4回/年	1回/年	〃
18	テトラクロロエチレン	○	4回/年	1回/年	〃
19	トリクロロエチレン	○	4回/年	1回/年	〃
20	ベンゼン	○	4回/年	1回/年	〃
21	塩素酸	×	4回/年	4回/年	消毒副生成物のため
22	クロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	〃
23	クロロホルム	×	4回/年	4回/年	〃
24	ジクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	〃
25	ジブロモクロロメタン	×	4回/年	4回/年	〃
26	臭素酸	×	4回/年	4回/年	〃
27	総トリハロメタン	×	4回/年	4回/年	〃
28	トリクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	〃
29	ブロモジクロロメタン	×	4回/年	4回/年	〃
30	ブロモホルム	×	4回/年	4回/年	〃
31	ホルムアルデヒド	×	4回/年	4回/年	〃
32	亜鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
34	鉄及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
35	銅及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
36	ナトリウム及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
37	マンガン及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
40	蒸発残留物	○	4回/年	1回/年	〃
41	陰イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/年	〃
42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	平成16年度に検出例がある。過去のデータ不足のため
43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去3年間のデータが定量下限値以下のため
44	非イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/年	〃
45	フェノール類	○	4回/年	1回/年	〃
46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
47	pH値	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
48	味	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
49	臭気	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
50	色度	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
51	濁度	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目

令和6年度項目別検査頻度表 その2(設定理由)

柴田町

検体識別No		柴田町-6			
採水場所		槻木上町給水栓末端			
検体名		浄水			
No	検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
3	カドミウム及びその化合物	○	4回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
4	水銀及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
5	セレン及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
6	鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
7	ヒ素及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
8	六価クロム化合物	○	4回/年	4回/年	〃
9	亜硝酸態窒素	○	4回/年	1回/年	〃
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	4回/年	4回/年	消毒副生成物のため
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	4回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
12	フッ素及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
13	ホウ素及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
14	四塩化炭素	○	4回/年	1回/年	〃
15	1,4-ジオキサン	○	4回/年	1回/年	〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	4回/年	1回/年	〃
17	ジクロロメタン	○	4回/年	1回/年	〃
18	テトラクロロエチレン	○	4回/年	1回/年	〃
19	トリクロロエチレン	○	4回/年	1回/年	〃
20	ベンゼン	○	4回/年	1回/年	〃
21	塩素酸	×	4回/年	4回/年	消毒副生成物のため
22	クロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	〃
23	クロロホルム	×	4回/年	4回/年	〃
24	ジクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	〃
25	ジブロモクロロメタン	×	4回/年	4回/年	〃
26	臭素酸	×	4回/年	4回/年	〃
27	総トリハロメタン	×	4回/年	4回/年	〃
28	トリクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	〃
29	ブロモジクロロメタン	×	4回/年	4回/年	〃
30	ブロモホルム	×	4回/年	4回/年	〃
31	ホルムアルデヒド	×	4回/年	4回/年	〃
32	亜鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
34	鉄及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
35	銅及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
36	ナトリウム及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
37	マンガン及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
40	蒸発残留物	○	4回/年	1回/年	〃
41	陰イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/年	〃
42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	平成16年度に検出例がある。過去のデータ不足のため
43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去3年間のデータが定量下限値以下のため
44	非イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/年	〃
45	フェノール類	○	4回/年	1回/年	〃
46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
47	pH値	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
48	味	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
49	臭気	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
50	色度	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
51	濁度	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目



令和6年度項目別検査頻度表 その2(設定理由)

柴田町

検体識別No		柴田町-8			
採水場所		雨乞配水池給水栓末端			
検体名		浄水			
No	検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
3	カドミウム及びその化合物	○	4回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
4	水銀及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
5	セレン及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
6	鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
7	ヒ素及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
8	六価クロム化合物	○	4回/年	4回/年	〃
9	亜硝酸態窒素	○	4回/年	1回/年	〃
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	4回/年	4回/年	消毒副生成物のため
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	4回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
12	フッ素及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
13	ホウ素及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
14	四塩化炭素	○	4回/年	1回/年	〃
15	1,4-ジオキサン	○	4回/年	1回/年	〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	4回/年	1回/年	〃
17	ジクロロメタン	○	4回/年	1回/年	〃
18	テトラクロロエチレン	○	4回/年	1回/年	〃
19	トリクロロエチレン	○	4回/年	1回/年	〃
20	ベンゼン	○	4回/年	1回/年	〃
21	塩素酸	×	4回/年	4回/年	消毒副生成物のため
22	クロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	〃
23	クロロホルム	×	4回/年	4回/年	〃
24	ジクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	〃
25	ジブロモクロロメタン	×	4回/年	4回/年	〃
26	臭素酸	×	4回/年	4回/年	〃
27	総トリハロメタン	×	4回/年	4回/年	〃
28	トリクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	〃
29	ブロモジクロロメタン	×	4回/年	4回/年	〃
30	ブロモホルム	×	4回/年	4回/年	〃
31	ホルムアルデヒド	×	4回/年	4回/年	〃
32	亜鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
34	鉄及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
35	銅及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
36	ナトリウム及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
37	マンガン及びその化合物	○	4回/年	1回/年	〃
38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/年	1回/年	過去3年間のデータが基準の20%以下のため
40	蒸発残留物	○	4回/年	1回/年	〃
41	陰イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/年	〃
42	ジェオスミン	○	原因菌類発生時期に月に1回以上	1回/年	平成16年度に検出例がある。過去のデータ不足のため
43	2-メチルイソボルネオール	○	原因菌類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去3年間のデータが定量下限値以下のため
44	非イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/年	〃
45	フェノール類	○	4回/年	1回/年	〃
46	有機物(TOC量)	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
47	pH値	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
48	味	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
49	臭気	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
50	色度	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目
51	濁度	×	1回/月	1回/月	毎月検査項目

# 令和6年度水道水質検査頻度表

柴田町

令和6年度水道水質検査頻度表(案)

水道名		広域水道	広域水道	広域水道	計
検体識別No		柴田町一5	柴田町一6	柴田町一8	
採水場所		山田沢系 給水末端	船迫系 給水末端	雨乞系 給水末端	
No	検査項目	浄水	浄水	浄水	
	一般細菌	12	12	12	36
2	大腸菌	12	12	12	36
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	3
4	水銀及びその化合物	1	1	1	3
5	セレン及びその化合物	1	1	1	3
6	鉛及びその化合物	1	1	1	3
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	3
8	六価クロム化合物	4	4	4	12
9	亜硝酸態窒素	1	1	1	3
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	3
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	3
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	3
14	四塩化炭素	1	1	1	3
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	3
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	3
17	ジクロロメタン	1	1	1	3
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	3
19	トリクロロエチレン	1	1	1	3
20	ベンゼン	1	1	1	3
21	塩素酸	4	4	4	12
22	クロロ酢酸	4	4	4	12
23	クロロホルム	4	4	4	12
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	12
25	ジブロモクロロメタン	4	4	4	12
26	臭素酸	4	4	4	12
27	総トリハロメタン	4	4	4	12
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	12
29	ブロモジクロロメタン	4	4	4	12
30	ブロモホルム	4	4	4	12
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	12
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	3
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	3
34	鉄及びその化合物	1	1	1	3
35	銅及びその化合物	1	1	1	3
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	3
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	3
38	塩化物イオン	12	12	12	36
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	3
40	蒸発残留物	1	1	1	3
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	3
42	ジオスミン	1	1	1	3
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	3
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	3
45	フェノール類	1	1	1	3
46	有機物(TOC量)	12	12	12	36
47	pH値	12	12	12	36
48	味	12	12	12	36
49	臭気	12	12	12	36
50	色度	12	12	12	36
51	濁度	12	12	12	36

※数値は、年間検査件数

## 6. 水質検査方法

## 水質検査方法及び定量下限値

項 目	基 準 値	定量下限値	検 査 方 法
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	0	標準寒天培地法
2 大腸菌	検出されないこと	-	特定酵素基質培地法
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	0.0003mg/L	ICP-MS法
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	0.00005mg/L	還元酸化一原子吸光光度法
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	0.001mg/L	ICP-MS法
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	0.001mg/L	ICP-MS法
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	0.001mg/L	ICP-MS法
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	0.002mg/L	ICP-MS法
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004mg/L	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	0.001mg/L	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.1mg/L	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	0.08mg/L	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	0.05mg/L	ICP-MS法
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L	PT-GC-MS法
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L	PT-GC-MS法
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.0002mg/L	PT-GC-MS法
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001mg/L	PT-GC-MS法
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005mg/L	PT-GC-MS法
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005mg/L	PT-GC-MS法
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L	PT-GC-MS法
21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.05mg/L	イオンクロマトグラフ法
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002mg/L	LC-MS/MS法
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.001mg/L	PT-GC-MS法
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002mg/L	LC-MS/MS法
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001mg/L	PT-GC-MS法
26 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001mg/L	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.001mg/L	23クロロホルム、25ジブロモクロロメタン、29ブromoジクロロメタン及び30ブromoホルムに掲げる方法
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002mg/L	LC-MS/MS法
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.001mg/L	PT-GC-MS法
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001mg/L	PT-GC-MS法
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008mg/L	誘導体化-HPLC法
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	0.005mg/L	ICP-MS法
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	0.02mg/L	ICP-MS法
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	0.02mg/L	ICP-MS法
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	0.01mg/L	ICP-MS法
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	0.1mg/L	ICP-MS法
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	0.005mg/L	ICP-MS法
38 塩化物イオン	200mg/L以下	0.5mg/L	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	5mg/L	滴定法
40 蒸発残留物	500mg/L以下	5mg/L	重量法
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02mg/L	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L	PT-GC-MS法
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L	PT-GC-MS法
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.004mg/L	固相抽出-吸光光度法
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	0.0005mg/L	固相抽出-誘導体化-GC-MS法
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3mg/L	全有機炭素計測定法
47 pH値	5.8以上8.6以下	小数点以下第1位	ガラス電極法
48 味	異常でないこと	-	官能法
49 臭気	異常でないこと	-	官能法
50 色度	5度以下	0.5度	透過光測定法
51 濁度	2度以下	0.1度	積分球式光電光度法

## 7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水は、試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明または証拠物件としての必要性がなくなるまで、冷凍保存いたします。

- (1) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (2) 浄水過程に異常があったとき。配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (3) その他特に必要があると認められるとき。

## 8. 水質検査の自己／委託の区分

水質検査は水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関において検査いたします。

<委託検査機関>

一般財団法人 宮城県公衆衛生協会（仙台市泉区松森字堤下7番地の1）

○ 厚生労働大臣水質検査機関登録（登録番号No.3 平成16年3月31日登録）

○ ISO 9001:2000認証取得（登録日 平成16年3月26日）

マネジメントシステム登録証（登録証番号：JQA-QMA11221）

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は町民に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら、毎年よりよい計画書を作成してまいります。

公表の方法は、インターネットのホームページなどで行ないます。

また、検査結果につきましても、毎年公表いたします。

## 10. 水質検査の精度と信頼性の保証について

本町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目については、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

なお、委託検査機関においては、次のような精度管理と信頼性保証の確保に努めています。

- (1) 原則として水質基準値の1/10の定量下限値を確保しています。
- (2) 水質基準値の1/10付近の測定における変動係数(CV値)が金属類で10%以下、微量有機物関連項目では20%以下となるように検査を行なっています。
- (3) 測定者間のバラツキがなくなるよう、分析機器の取扱マニュアルを作成し、精度のよい測定検査ができる体制を整備しています。
- (4) 技術水準の向上と検査精度の確保のため、別紙内容の外部精度管理を行なっています。
- (5) 測定分析は、最新の機器を使用して行なっています。



陰イオン（フッ素、塩素等）  
を一斉に分析する機器



重金属類（鉛・カドミウム等）  
を分析する機器



農薬類を分析する機器

## 1.1. 関係者との連携について

水道水が原因で健康被害が発生した場合には、宮城県仙南保健福祉事務所と連携し、被害状況を把握いたします。

また、水源で水質汚染事故が発生した場合には、宮城県仙南保健福祉事務所、委託検査機関及び関係機関と連携して水質検査を行ない、常に安全でおいしい水道水を供給します。